

「対応概念に基づく買入のれんの会計処理の研究」 研究経過成果報告書

松下 真也*

要 旨

本研究の目的は、企業結合の業績指標を改善する手段として、対応概念に基づくのれんの会計処理を提案することにある。国際財務報告基準第3号に基づく会計処理には、企業結合において取得企業が費やした対価の合理性や企業結合の成功度合を理解したい投資家に対して、適時性を有する情報を提供しないという業績表示上の問題が指摘されている。本研究は、Barker and Penman[2020]に基づいて、将来収益との対応関係（将来における収益獲得の蓋然性）を資産の認識要件としないことが、のれんの過大表示の原因となり、企業結合の業績表示上の問題を引き起こしていることを明らかにした。さらに、これらの問題を解消する手段として、将来収益の資本化による当初認識と償却による事後測定を行う Paton and Littleton[1940] モデルと将来収益の資本化による当初認識と非償却（減損）による事後測定を行う Oh[2016] モデルを分析し、これらのモデルの関係を検討した。その結果、将来の収益獲得の蓋然性を評価できる被取得事業の超過利益部分のみをのれんとして認識する当初認識を行うとともに、事後測定においては超過利益テストの結果に従って償却および減損を使い分ける会計処理を提案した。

キーワード：のれんの会計処理、対応概念、企業結合、資産評価、無形資産会計

1. はじめに

現行の国際財務報告基準（IFRS）第3号（IASB [2019a]）によると、のれんはコアのれんとして概念規定が行われ、コアのれんは、被取得事業がそもそも有する超過収益力と企業結合によって生じると期待されるシナジーを源泉とする超過収益力から構成される。ただし、IASB [2019a]に基づくと、実務上、コアのれんは、構成要素別に独立して測定されず、企業結合において被取得事業の所有者に移転された対価と、取得企業が取得した識別可能資産および引き受けた負債の取得日における公正価値との差額として測定される。それゆえ、IASB [2019a]によると、仮に取得企業による被取得事業の過大評価が行われる場合、コアのれんだけでなく、取得企業による被取得事業の過大評価額を含むものとしてのれんの当初認識が行われる。

* 京都産業大学経営学部

当初認識後、国際会計基準（IAS）第36号（IASB[2019b]）に基づくのれんの事後測定が行われる。すなわち、のれんの定期償却は禁止され、減損テストのみによって事後測定が行われる。IASB[2019b]によると、のれんが配分される現金生成単位の回収可能価額が、それらの帳簿価額を下回る場合に限って、それらの差額が減損損失として認識される。

このような当初認識および事後測定が行われるのれんについて、IASB[2020]は、企業結合の業績表示に関する問題を指摘している。IASB[2020]によると、取得対価の合理性および取得の成功度合を理解したい投資家に対して、企業結合の業績について何らかの情報を提供する可能性はあるが、適時性を有する情報を提供しないと指摘される。つまり、①当初認識におけるのれんの金額が取得対価の合理性を判断する指標となっていないこと、②事後測定におけるのれんの減損損失が企業結合の成功度合を判断する指標となっていないことが指摘されている。「これら①と②の問題を解消するために、会計処理をどのように変化させるべきか？」という問いが、本研究の核心をなす問いである。

2. 学術的背景と研究課題

①当初認識におけるのれんの測定値が取得対価の合理性を判断する指標となっていないという問題は、当初認識におけるのれんの過大評価に関係している。のれんの過大評価に関する先行研究としては、Shalev et al.[2013]とLys et al.[2017]がある。Shalev et al.[2013]は、利益額への依存度が高い報酬体系を採用している企業の経営者ほど、取得後に計上されるのれんに取得対価を配分する傾向が強い証拠を示している。Lys et al.[2017]は、被取得事業の正味の現在価値がマイナスであると投資家が認識しているにもかかわらず、取得企業の過大評価により、正ののれんが認識されている証拠を提示している。

②事後測定におけるのれんの減損損失は企業結合の成功度合を判断する指標となっていないという問題は、経営者の減損損失の認識の回避行動に関係している。経営者の減損損失の認識の回避行動に関する先行研究としては、Hayn and Hughes[2006]、Ramanna and Watts[2012]およびLi and Sloan [2015]がある。Hayn and Hughes[2006]は、企業が認識したのれんの減損は、経済的減損よりも平均で3～4年遅れている証拠を示している。また、Ramanna and Watts[2012]は、のれんの減損の有無とCEOの報酬、CEOの評判、財務制限条項に抵触する懸念が、のれんの減損損失の認識の有無に影響を与えていることを示唆する証拠を発見している。さらに、Li and Sloan [2015]は、経営者が裁量的にのれんの減損を遅らせることで、一時的に株価を上昇させている証拠を提示している。

これらの先行研究は、IAS・IFRSにおける資産の認識要件に問題が生じていることを示唆している。つまり、有効な資産の認識要件が存在していれば、当初認識におけるのれんの過大表示を規制することができ、さらに、事後測定においても、資産の認識要件に合致しない部分は費用（減損損失）として認識され、減損損失を適時に認識することができる。それでは、有効な資産の認識要件とはどのようなもので、それを導入した会計処理はどのようなものか、これらの問題を検討することが、本研究の課題である。

3. 研究成果の概要

有効な資産の認識要件を設定するための概念として最近注目されているのは対応概念である。Barker and Penman[2020]は、IASBの概念フレームワークにおける資産の定義は、将来収益を生み出す蓋然性を要求していないため、将来の不確実性が增大するという問題を指摘する。この問題に対処するために、Barker and Penman[2020]は、対応概念に基づいて資産の当初認識と事後測定を再構築すべきであると主張する。Barker and Penman[2020]における対応概念とは、将来収益との対応関係を確認できる原価のみを資産として繰延べ、それ以外の部分は収益との対応関係に応じて費用化するということである。そして、Barker and Penman[2020]は、のれんを含む無形資産のうち、将来の回収可能性に関する証拠が無いものについてはリスク投資として即時費用化し、証拠があるものについては回収期間にわたって償却することで、不確実性下における業績表示を改善させるべきであると主張する。

Barker and Penman[2020]の対応概念をのれんの会計処理に当てはめる場合、将来の回収可能性に関する証拠がある部分を特定すること、この部分の当初認識および事後測定の方法を検討する必要がある。のれんについて、将来の回収可能性に関する証拠を有しているのは、コアのれんのうち、被取得事業がそもそも有している超過収益力部分だけである。そもそも、取得企業による被取得事業の過大評価額は、コアのれんの構成要素ではなく、将来の回収可能性を有していないことは自明である。また、コアのれんの構成要素であっても、企業結合によって生じると期待されるシナジーを源泉とする超過収益力は、将来事象に依存するため、当初認識時点で将来の回収可能性を検証する証拠を得ることはできない。それゆえ、被取得事業がそもそも有している超過収益力部分だけをのれんとして資産計上し、それ以外の取得対価はリスク投資として即時費用化することが、対応概念に基づくのれんの当初認識となる。

被取得事業がそもそも有している超過収益力を測定する方法としては、Paton and Littleton[1940]モデルとOh[2016]モデルがある。いずれのモデルも、次の式に基づいて、被取得事業がそもそも有している超過収益力をのれんとして測定する点で共通する。

$$\text{のれんの当初認識額} = \sum_{t=1}^{\text{継続期間}} \frac{\text{過去の利益} - \text{資本コスト} \times \text{受入純資産額}}{(1 + \text{資本コスト})^t}$$

ただし、両モデルは、それぞれの変数が異なる。Paton and Littleton[1940]モデルでは、過去の利益を被取得事業の純利益、受入純資産額を取得時点の時価で測定した受入資産と引受負債の差額、資本コストを市場平均資本コスト、(超過利益の)継続期間を有限とする。他方、Oh[2016]モデルでは、過去の利益を被取得事業のコア事業利益、受入純資産額を取得時点の帳簿価額で測定した受入資産と引受負債の差額、資本コストをFama-Frenchの3ファクター(時価総額加重平均型株価指数、時価総額、時価簿価比率)モデルに基づく推定値等の代理変数、(超過利益の)継続期間を無限とする。これらの変数の違いから、両モデルにおける取得対価の区分方法は、次の図のように異なる。

図 取得対価の区分法の比較

リスク投資		のれん		リスク投資
のれん				
時価調整額		公正価値調整額		のれん
受入純資産簿価		受入純資産簿価		受入純資産簿価
Paton and Littleton[1940]		IFRS第3号 (ベンチマーク)		Oh[2016]

上図は、Paton and Littleton[1940] モデルあるいは Oh[2016] モデルによると、IFRS 第 3 号において認識されていなかったリスク投資の金額が明らかになることを意味している。つまり、これらのモデルは、取得対価について、将来収益獲得の蓋然性を有する資産に費やされた程度と蓋然性を有しないリスク投資に費やされた程度を明らかにする。これらを識別することで、取得対価の合理性を判断する指標が提供される。

Barker and Penman[2020] が示す対応概念に基づくのれんの会計処理では、当初認識されたのれんは、回収期間（超過利益が生じる期間）にわたって償却される。Paton and Littleton[1940] モデルでは、超過利益の継続期間を有限と捉えるため、償却額（費用）は、当初認識額 / 継続期間として計算される。他方、Oh[2016] モデルでは継続期間を無限と捉えるため、償却額（費用）は、 $\text{当初認識額} / \infty = 0$ と計算される。つまり、Oh[2016] モデルでは、のれんは定期償却の対象とならない。

Paton and Littleton[1940] モデルを適用する場合、のれん償却額控除後の事業利益が取得の成功度を評価する指標となる。つまり、のれん償却額控除後の事業利益が市場平均資本コスト（当初認識で用いた市場平均資本コスト \times 測定時点の純資産簿価）以上であれば、当該取得は成功していると評価できる。一方、超えていなければ、当該取得は失敗であったと評価できる。

他方、Oh[2016] モデルを適用する場合、被取得事業の超過利益が毀損した場合に減損損失を認識する減損テストにおいて認識される減損損失の金額が取得の成功度を評価する指標となる。すなわち、測定時点のコア事業利益、当初認識で用いた資本コスト、測定時点の純資産簿価をインプットとしてのれんを再測定し、のれんの帳簿価額が再測定額を下回っていれば減損損失を認識せず、当該取得は成功していると評価できる。一方、上回っていれば、その金額を減損損失として認識する。認識された減損損失は、超過利益の毀損割合の指標であり、この金額を用いて、取得の成功の度を評価できる。

以上の議論に基づくと、企業結合時に資産および負債を時価評価するか否かという問題は残るもの

の、次の1～4の会計処理を提案することができる。

1. 被取得事業に関する過去の超過利益の趨勢が無限の将来収益との対応関係を示唆する場合（例えば、超過利益の水準が長期にわたって維持されている場合）は、超過利益の継続期間を無限とする資本化モデルによる当初認識を行う。この場合、資産として認識したのれんは定期償却の対象とならない。
2. 被取得事業に関する過去の超過利益の趨勢が有限の将来収益との対応関係を示唆する場合（例えば、超過利益の水準が逡減している場合）は、超過利益の継続期間を有限とする資本化モデルによる当初認識を行う。この場合、資産として認識したのれんは定期償却の対象となる。
3. 被取得事業の超過利益の水準が減少している場合（1の場合はのれんの再測定による超過利益テストをパスできない場合、2の場合はのれん償却額控除後の事業利益を用いた超過利益テストをパスできない場合）は、のれんの資産性に問題が生じているため、のれんを再測定し、減損損失を認識する。
4. 1の場合であっても、当初認識後に被取得事業の超過利益が有限の将来収益との対応関係を示唆する場合（例えば当初認識後に超過収益力の水準が逡減した場合）は、それが明らかになった時点で定期償却に切り替える。

以上より、本研究では、次のA～Cが明らかにされた。

- A：IAS・IFRSに基づく会計処理が引き起こした企業結合の業績表示上の問題の原因が資産の認識要件にあること
- B：企業結合の業績表示上の問題を解消するにはBarker and Penman[2020]が示す対応概念をのれんの会計処理に導入する必要があること
- C：対応概念をのれんの会計処理に導入する場合、上掲の1～4の会計処理を提案できること

4. 研究活動の報告

研究成果については、国内学会で報告し、国内研究者との議論を深めた。当該研究成果は、査読付き国内学術雑誌への投稿を済ませ、現在、査読中である。具体的活動は次のとおりである。

- ・国内学会報告：財務会計研究学会第14回大会（2021年3月20日、オンライン）
- ・投稿論文（査読中）：松下真也「のれんの会計処理の研究－対応概念に基づく当初認識、償却および減損－」（2021年4月7日に財務会計研究学会の機関誌『財務会計研究』に投稿）

参考文献

Barker, R., and S. Penman[2020] “Moving the conceptual framework forward: accounting for uncertainty,”

- Contemporary Accounting Research* 37 (1), pp.322-357.
- Hayn, C., and P. Hughes[2006] “Leading indicators of goodwill impairment,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance* 21 (3), pp.223-265.
- IASB [2019a] *International Financial Reporting Standard No.3: Business Combinations*, IASB.
- [2019b] *International Accounting Standard No.36: Impairment of Assets*, IASB.
- [2020] Discussion Paper: *Business Combinations - Disclosures, Goodwill and Impairment*, IASB.
- Li, K.K., and R.G. Sloan[2017] “Has goodwill accounting gone bad?,” *Review of Accounting Studies* 22 (2), pp.964-1003.
- Lys, T., L. Vincent, N. Yehuda[2017] “The nature and implications of acquisition goodwill,” *Asia-Pacific Journal of Accounting and Economics* 26 (3), pp.1-22.
- Oh, H.I.[2016] Columbia University Occasional Paper: *An Alternative Approach for Mergers and Acquisitions Accounting and It's Use for Predicting Acquirers' Performance*, Columbia Business School.
- Paton, W.A., and A.C. Littleton[1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA.
- Ramanna, K., and R.L. Wats[2012] “Evidence on the use of unverifiable estimates in required goodwill impairment,” *Review of Accounting Studies* 17 (4), pp.749-780.
- Shalev, R., I.X. Zhang, Y. Zhang[2013] “CEO compensation and fair value accounting: Evidence from purchase price allocation,” *Journal of Accounting Research* 51 (4), pp.819-854.

A Report on "A Research of the Accounting Procedure for Goodwill Based on Matching Concept"

Shinya MATSUSHITA

Abstract

The purpose of this research is to suggest an accounting procedure for goodwill based on the matching concept as a means of improving business combination performance indicators. It has been pointed out that the accounting procedure based on International Financial Reporting Standards (IFRS) No.3 does not provide timely information to investors who want to understand the reasonableness of the consideration spent by the acquiring company in a business combination and the degree of success of the business combination. Based on Barker and Penman [2020], I clarified that the conceptual framework's failure to recognize the assets based on matching with future earnings (the probability of earning future earnings) causes overstatement of goodwill, which in turn causes problems in the presentation of business combination performance. Furthermore, as a means of dealing with these problems, I analyzed the Paton and Littleton [1940] model, which uses initial recognition by capitalization of future earnings and subsequent measurement by amortization, and the Oh [2016] model, which uses initial recognition by capitalization of future earnings and subsequent measurement by non-amortization (impairment). In addition, the relationship between the two models was examined. As a result, this research proposed that only the excess earnings of the acquired business, for which the probability of future earnings can be assessed, should be initially recognized as goodwill, and that amortization and impairment should be used in subsequent measurement according to the results of the excess earnings test.

Keywords : goodwill accounting, matching concept, mergers and acquisitions, asset valuation, accounting for intangibles

